

第百九十回国参議院財政金融委員会會議録第四号

平成二十八年三月十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十日

辞任

磯崎 哲史君

補欠選任

森本 真治君

三月十一日

辞任

中原 八一君

補欠選任

山谷えり子君

森本 真治君

磯崎 哲史君

三月十四日

辞任

小池 晃君

補欠選任

大門実紀史君

三月十六日

辞任

中川 雅治君

補欠選任

吉川ゆうみ君

出席者は左のとおり。

委員長 大家 敏志君
理事 愛知 治郎君
石田 昌宏君
長峯 誠君
大久保 勉君
西田 実仁君

委員

岡田 直樹君
伊達 忠一君
中西 健治君
中西 祐介君
宮沢 洋一君
山谷えり子君
山本 一太君
吉川ゆうみ君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

副大臣

財務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

金融庁総務企画局長

金融庁監督局長

金融庁総務企画局長

財務省主税局長

国税庁次長

厚生労働大臣官房審議官

中小企業庁長官

磯崎 哲史君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

白 眞敷君

前川 清成君

竹谷とし子君

藤巻 健史君

中山 恭子君

平野 達男君

麻生 太郎君

岡田 直樹君

小野 伸一君

池田 唯一君

小野 尚君

遠藤 俊英君

佐藤 慎一君

星野 次彦君

飯田 圭哉君

豊永 厚志君

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、中原八一君、小池晃君及び中川雅治君が委員を辞任され、その補欠として山谷えり子君、大門実紀史君及び吉川ゆうみ君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として財務省主税局長佐藤慎一君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大家敏志君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大家敏志君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援などの観点から、国税に關し、所要の施策を一体として講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、経済の好循環を確実なものとするた

め、法人税につきましては税率の引下げ及び欠損金繰越控除制度の見直しなどを行うこととしております。

第二に、消費税率の引上げに伴う低所得者への配慮のため、消費税の軽減税率制度の創設などを行うこととしております。

第三に、少子化対策及び教育再生のため、三世代同居に対応した住宅のリフォームを支援するための住宅ローンの控除の特例の創設、公益社団法人などに寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の見直しなどを行うこととしております。

第四に、地方創生の推進のため、認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充などを行うこととしております。

第五に、国際課税の枠組みを再構築するため、多国籍企業情報報告制度の創設などを行うこととしております。

第六に、震災からの復興を支援するため、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の登録免許税の特例の創設などを行うこととしております。

このほか、クレジットカードによる国税の納付制度の創設などを行うとともに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例などについて、その適用期限の延長や整理合理化を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(大家敏志君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

の支援ということでありませうけれども、今回、この補助金の仕組みを活用しながら、中小企業のクラウドパッケージ化への移行促進ということも期待できるのではないかと、このように思っております。このクラウドパッケージ化の促進ということは、すなわち中小・小規模事業者の、特にサービス業等の生産性向上という今政府挙げて取り組んでいる政策目的にもなり得るということでありまして、軽減税率対応の補助、補助金というものがそうした呼び水になり得るのではないかと、このように思っております。

そこで、特に受発注システムへの支援ということとでありますけれども、余り受発注システムというところを狭義に捉え過ぎずに、一体としてパッケージ化されているものについてはそれも支援をしていくというふうにしていかないと、使い勝手が悪くなってしまおうと、このような声も現場から上がってきておりまして、ここを長官に確認をしておきたいと思っております。

○政府参考人(豊永厚志君) お答え申し上げます。

使い勝手の良い制度としたいという気持ちは私もども共通でございます。こうした観点から、複数税率に対応するために必要となりますEDIにつきましましては、経理や在庫管理などと一体的に改修、入替えがなされることが実際にも想定されておりまして、こうした場合でも、極力取引先との受発注に必要な部分についてはその部分を切り出し、その部分については支援の対象とするという方針でございます。

また、御言及のございました複数の機能が一緒になったパッケージソフトでございますけれども、EDIの機能を含むのであれば、その範囲で支援対象としたいと考えてございます。また、さらに、クラウド型のサービスについての御言及がございましたけれども、これを利用する場合につきましても、何らかの形で支援の対象とできないかということも考えてございますが、例えばサービスを導

入するために必要となる初期費用を対象にするといったようなことを考えているところでござい

ます。いずれにしても、委員御指摘の使い勝手の良い補助金にすべきとの観点に立つて、今後とも制度の詳細設計を行ってまいりたいと考えてございます。

○西田実仁君 是非、無理難切り切り分けて、パッケージになったものを割合等で支援の対象にするというややこしいことにしないようにしていただきたいというように思います。当然、支援の上限はありますので、できる限り柔軟な運用で中小・小規模事業者の方々の支援を積極的に行うと。何のためにそもその支援をするのかという根本目的を忘れることなくお願いしたいというように思います。

次に、この軽減税率制度への対応として大事な点でありますけれども、一昨年、私どもは韓国に参りまして、複数税率がもう既に四十年近く前に導入されている韓国の実態調査を行いました。

その際、当時一九七〇年代でありまして、パソコン等は当然まだなかったわけでありましてけれども、手書きの請求書等において、それを複数税率に対応していくには大変な苦勞があったという話も聞きました。その中で、特に、様々な消費者者、あるいはB2Bもそうですけども、問合せ等がいかに対応を迅速していくのかという徴税当局の体制整備ということについても現地で随分言及がございました。日本におきましても、いよいよ来年四月からこの税法が成立をいたしますと導入ということになりますので、課税の適正化を図るためにも税務執行体制の整備というものが何よりも重要になってくると思っております。

そこで、国税庁の機構措置並びに定員やあるいは職務の困難性、特殊性を適正に評価した給与水準の確保を始めとしたしまして、その職場環境の整備をどう整えていくのか、また事前照会に対する文書回答手続では機動的な対応が困難な場合、消費者あるいは納税者からの問合せにどのように

対応していくのかをお聞きしたいと思います。

財務大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 税務行政というものを取り巻く環境というものを考えてみますと、昨今、経済取引というものが国際化して、IT化して、いろいろな意味で厳しさが増しておりますので、その中で軽減税率制度という新たな制度というものを導入してみたり、また国際でいきますと、例のBEPSというもののいわゆる国際課題というものを対しても的確に対応することが我々にとりましては大きな課題であります。

こうした状況の下で、今後とも適正、公平な課税というものをきちんと徴収を実現していくためには、効率化を図りつつも、これは、必要な定員、機構というものを確保して税執行体制の整備を図ることは極めて重要と考えております。また、税務の困難性、特殊性というものを踏まええた場合は、適正な処遇の確保とか、また活力を持って働ける風通しのいい職場環境の整備も重要であろうと考えております。

なお、この消費税率導入に関するお問い合わせ等々も新たな事業として、仕事として増えてまいろうと思っておりますので、国税庁におきましては、御質問があったような文書回答を求められた場合に適切に対応するほか、関係省庁とも連絡をさせていただいて、税務署におけます消費税率専用窓口の相談体制の拡充とか、また電話相談を集中的に処理をするコールセンターを設置するなど、いろいろな取組を通じた対応をしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○西田実仁君 消費税率の価格表示についてお聞きしたいと思います。

食品スーパーなどから総額表示の義務化をやめるべきとの声は多数上がっていることは、私も現場を回っていてよくお聞きします。現在、平成三十年九月三十日まで消費税率の本体価格表示が認められ、本体価格表示又は本体価格と税込み価格の併記となっておりますが、特段今お客様との間で

トラブルが生じるとは聞いておりません。しかし、この消費税率転嫁対策特別措置法の期限が切れますと、自動的に総額表示が再び義務付けられることとなります。

既に衆議院等でもこうした議論はなされておりますが、この総額表示に関する特例ですね、税抜き表示も認められるこの特例あるいは端数計算に関する特例、これは積み上げ計算特例を採用している企業も多いわけでありまして、いずれもこの二つ、両者は時限ないしは当面の間というふうな経過措置になっております。この経過措置が終わりますと、その時点でまたシステム改修とかあるいは事務変更が必要になってくること。

こういうことから、消費税率関連の各種経過措置につきましましては、軽減税率導入のスケジュールと少なくとも平仄を合わせていただけないかという御要望も来ております。具体的には、インボイスが導入されます平成三十三年の四月からというふうになって現在はおりますけれども、その前までこれを、経過措置を延長して同時にという形にしてみたいかという要望もありませんけれども、この点どうお考えか、副大臣にお聞きしたいと思います。

○副大臣(岡田直樹君) 西田先生御指摘の総額表示義務の特例から申し上げますと、事業者と消費者の間の取引において、消費税法においては、消費者が支払うべき金額、総額が分かりますように、棚札などに商品の価格を表示する場合には税込み価格で表示しなければならぬということになっていくわけでありまして、一方で、消費税率が引き上げられる中で、値札の貼り替え等によって事業者の負担が過大なものとならないように、御指摘の消費税率転嫁対策特別措置法において、特例として、平成三十年九月までの間、税込み価格であると誤認されないための措置、つまり、税抜き価格である、あるいは税別と書いてみたり、あるいは本体価格と書くような措置をしている場合に限っては、税込み価格を表示しなくてもよいということの特例としております。

消費税の総額表示義務というものは、消費者の利便性にも配慮をして、また消費税額を含めた支払総額が一目で分かるようにするための制度でございまして、こうした総額表示義務の趣旨を踏まえれば、時限立法であります。転嫁対策特別措置法の期限到来後は、基本的には事業者が総額の表示を求めることが適当であると考えてございまして、転嫁対策特別措置法の趣旨にも鑑み、また、ただいまの西田先生の御指摘も踏まえて、事業者の価格転嫁の状況等も踏まえて検討を行っていく必要があると、このように考えております。

それから、端数とか積み上げ計算の御質問でございまして、課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置ということでございまして、原則、売上税額の計算は一年間の税込みの売上総額を税率で割り戻して計算することとなっております。この経過措置によりまして、小売事業者等の実務を勘案し、レシート等に記載をされた消費税額を積み上げて計算することも例外的に認められておるといふことでございまして、省令で当分の間というふうに書かれてございまして、今後の取扱いは、インボイス制度が導入されれば、これは売上総額からの割戻し計算と、ただいまの税額の積み上げ計算のいずれかの方式で税額計算を行うこととなりますので、言わば先生が御指摘になっている経過措置が原則的な取扱いいふことになるわけでございまして、そして、その間、インボイス導入までの間は経過措置を存置、存続させていく方針でございまして。

○西田実仁君 時間の都合でちょっと飛ばしますけれども、税務行政につきまして、特にICT化への対応ということをお聞きしたいと思っております。法人が行う電子申告については、国税、地方税、同時に行っております。ところが、地方税は電子申告を受付しているのに、国税の電子申告の受付がなされないという場合があります。これは、やはり財務省と総務省が調整をして、国税のe-Taxと地方税のeLTAXの受付時間、こ

の共通化を図ってほしいという実務家からの声もございまして。

この点についてどのようにお考えでしょうか。○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

e-TaxとeLTAXの受付時間に関してでございますが、e-Taxの受付時間、これは、所得税の確定申告書の提出時期につきましては、土日も含めて二十四時間受け付けるということで大変厚い措置をとっているわけでございまして、他方、先生御指摘のとおり、eLTAXに比べまして、例えば五月、八月、十一月の最後の土日、これはeLTAXは受け付けておりませんが、e-Taxは受け付けていないといったような違いがございまして。

こういった違いにつきまして、納税者利便を図るためなるべく統一的な取扱いをしていく必要があるのではないかという御趣旨の御質問かと思っております。こういった納税者の利便性向上策につきましては、御指摘のe-Taxの受付時間も含めまして、今後の予算措置等々も含めて、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

○西田実仁君 地方税の納付書におきましては、PCを使ってプリンターで印刷した納付書が使えます。また、ネットにアップしてある納付書を利用して自分で作成することも可能です。しかし、一方、国税の方は複写の納付書しか利用できない、各税務署で配付している納付書しか利用できないという違いがございまして。国税でも地方税と同様に納付書をPCで印刷できるようにしていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでありますでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) お答えいたします。国税の納付書につきましては、金融機関の窓口納付で使用された場合に、国税当局と日本銀行の双方における収納事務を効率的に行うために、日本銀行において納付書の内容を読み取り、データ化しております。このため、国税の納付書につ

きましては、機械による読み取り処理が正確に行われるよう、日本銀行の規格に合った色、用紙の厚さ、紙質のものを使用することとしておりまして、パソコンで作成した納付書を使用することは困難であるということをお理解いただきたいと思います。

他方で、国税庁としましては、納税者の利便性向上を図る観点から、紙の納付書を必要としない納付手続であります電子納税を導入しております。その普及拡大に努めているところでございまして。

○西田実仁君 現在、法人税の電子申告時には決算書などの財務諸表をPDF方式で電子送信することはできませんが、この四月一日以降は、電子申告時にPDF形式で送信することのできる添付書面が拡充をされるというふう聞いております。しかし、この電子データによる提出が可能な添付書類には、財務諸表という決算書は含まれていないということでございます。

この四月一日以降、いわゆるCSV形式であれば電子添付することは可能ですが、財務諸表をPDF添付することができないのは大変不便であるという声もございまして。納税者の利便性の向上という点でも、法人税の電子申告の際、決算書をPDF形式で電子送信できるようにした方がよろしいのではないかと思いますけれども、この点、どうでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 税務行政のICT化の推進につきましては、納税者利便の向上、また行政事務の効率化の観点から、国税庁としても積極的に取り組むべき事項と考えております。

こうした観点から、今般、平成二十八年四月一日以降、財務諸表データにつきまして、CSV形式のものにつきまして、e-Taxで送信可能なデータ形式に変換するプログラムを提供することによりまして電子送信を可能とするということにいたしております。あわせて、申告書等の一定の添付書類につきまして、PDF形式による電子送信を可能とする予定でございまして。

財務諸表もPDF形式で電子送信できるようにすべきという御指摘でございますけれども、納税者におきましては、財務諸表データを電子データで作成しておきまして、電子送信する方が納税者にとっても便利であるということ、それから、財務諸表をPDF形式に直して送るということになりますと、PDFデータの容量が非常に大きくなりまして、国税庁での保管コストも含めまして、それに伴う予算措置が必要となることなどの点も勘案する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、御指摘の点につきましては、納税者のニーズや予算措置の問題、さらには情報技術の進展など、様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

○西田実仁君 御検討をよろしくお願いしたいと思います。

最後にもう一度、時間が二、三分ありますので、軽減税率の問題ですが、レシートや領収書等が適格請求書として認められるためには、取引内容や年月日、税率区分等、九項目の記載事項を全て満たす必要があると。しかし、実務の観点からして、一般の商取引で発行されるレシート等全てにこの要件を課することは厳し過ぎるのではないかとこの声があります。

本来のインボイス、適格請求書に代わって、取引年月日や金額、内容等を記した簡易インボイスのような書類でも仕入れ税額控除を受けることができるよう規定を設けてはどうかという御提案でございますが、この点、いかがでございでしょうか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

原則といたしまして、インボイスを適格請求書ということでそれが発行され、それを保存することが仕入れ税額控除の控除要件ということでございますけれども、業態によりまして、例えば小売業などについて、不特定かつ多数の者に商品の販売を行うという事業者の場合には、取引の都度相手方の氏名を書くとかというのはなかなか

容易ではないという実態もございまして、今先生のお話にありましたような簡易インボイスということで、適格簡易請求書というものを認めまして、その保存によりまして仕入れ税額控除ができるというふうにする制度と考えてございます。

内容といたしまして、適格請求書の記載事項は幾つかございますけれども、その中で特に相手の、交付を受ける事業者の氏名、名称、それを省略することができる。それから、消費税額を書くことになってございますけれども、それに関連しまして、適用税率又は消費税額のいずれかの記載で足りるというふうな形で簡易なインボイスというものを念頭に置いていただいております。

○西田実仁君 終わります。

○大久保勉君 民主党の大久保勉です。今回の税法に関しては、やはり消費税引上げ並びに軽減税率が最大の議論を呼ぶテーマだと思います。

そこで、まず消費税に関して質問したいんですが、今日の新聞等を読みますと、昨日、国際金融経済分析会議があったということです。ここは質問通告しておりませんから、ただ、麻生大臣は分かると思いますので質問したいと思っております。麻生大臣はこの会議には出席されたのでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 昨日、予算委員会がございましたので、出席しておりません。

○大久保勉君 そうですすね。財務大臣が出席しない会議ということも重要なことと思っておりますが、その場において、今日の報道でしたら、ノーベル経済学受賞者のジョセフ・スティグリッツ教授、コロンビア大学教授ですが、が増税延期を総理大臣に進言し、また、安倍総理も良い示唆であったということなんです。

麻生大臣、消費税延期の示唆があったということなんです、いい示唆だと思いませんか。消費税を引き延ばすということはいいアドバイスだと思いますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 私どもとは見解が違

と存じます。

○大久保勉君 いや、安心しました。さすが財務大臣として、しっかりと財務省の立場として論陣を張ってもらったことも重要だと思います。私自身は、消費税引上げ、賛成、反対というのは、大臣の言葉を聞きながら、本当に賛成していいかどうか、若しくは反対した方がいいのか、軽減税率との関係でもしっかりと今後議論したいと思っております。

どうも今回の国際金融経済分析会議、財務省に対する、若しくは麻生大臣に対する包囲網がしかれているような気がするんですが、そういった感じはございせんか。どうして麻生財務大臣がいないところで、消費税を延期しようと、こういった議論がなされているのか。このことに対して不快感はありませんか。

○国務大臣(麻生太郎君) 自由民主党並びに御党の国会対策委員会との関係があるかと存じますので、外すためにわざわざこの時期を選んだというように考えたことはありません。

○大久保勉君 よく分からないんですが、じゃ、今日、具体的な質疑を通じて、消費税を引上げ延期すべきかどうかに関して質問したいと思っております。

一月十九日に補正予算の総括質疑がありました。私も安倍総理に対して質問したんですが、そのときに安倍総理は、リーマン・ショックや東日本大震災のような場合には新しく税制改正法を出す、その結果、来年四月に予定されております一〇％消費税の引上げを延期すると、こういったことをおっしゃいました。

そこで、これまでの議論を整理したいと思っております。そもそも、三党合意の中で消費税抜本改革法というのが成立しました。その附則十八条、景気弾力条項というのがありました。リーマン・ショックや東日本大震災のような場合には消費税引上げを延期するというのが景気弾力条項の解釈であったということと私は理解しておりました。そこで、質問したいのは、安倍総理とかほかの

大臣がこういったことを委員会の場でおっしゃったことはありますか。さきの消費税法の改正の前です。つまり、附則十八条があった段階で、十八条の解釈としてこういったことを言及されたことがあるかに関して質問したいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、廻りますけれども、平成二十五年の十月に安倍総理が消費税八％に引上げを判断された後、同月の十七日でしたけれども、衆議院の本会議において、いわゆる経済の非常事態が発生しても増税は予定どおり行うのかという御質問に対して総理が、例えばリーマン・ショックのような予見しがたい事態が発生し、著しく経済状況が悪化するようなことがあれば、その時点で、税制抜本改革法附則第十八条に基づき、改めて必要な対応を検討することとなる旨を答弁されたことがあるものと承知をいたしております。

それで、これは、景気判断条項、いわゆる附則第十八条ですけども、これに基づいて一度消費税引上げに関する判断をした場合におきましても、その後新たな重大な事態が発生したと、例えばリーマン・ショックみたいな話ですけども、そういった場合には、その事態の重大性を踏まえた上で引上げについて改めて判断をすることがあり得る旨を述べたんだというように承知をいたしております。

○大久保勉君 附則十八条に関して、景気弾力条項なんです、これがあつたら、自動的にリーマン・ショック若しくは東日本大震災のようなことがあつたら消費税引上げを延期できたわけなんです。

ところが、さきの税法改正でこの景気弾力条項がなくなりました。どうしてなくしたんでしょうか。財務大臣、答弁をお願いします。

○国務大臣(麻生太郎君) これは一昨年の十一月頃の話だと思っておりますが、リーマン・ショックのような重大な事態が発生した場合に限定をしますと、そのときの政治判断において消費税の引上げを延期することがあり得るという政府の考え

方というのは、いわゆる景気判断条項の削除の後で別に変わっているわけではないと思っております。

一方で、削除前の税制抜本改革法の第十八条においては、これは名目及び実質の経済成長率とか物価動向など様々な指標を確認し、経済状況等を踏まえて総合的に勘案して消費税率引上げを判断するということにされておりますので、その対象がリーマン・ショックのような重大な事態が発生した場合に限られていたわけではないということであらうと思っております。実際、一昨年の十一月は、この景気判断条項に基づいて種々の経済指標を確認して引上げ時期を延長するという判断を行っております。

一方で、このときに、平成二十九年四月には、消費税率一〇％への引上げに耐え得る経済状況をしつかりつくつておくということが大事なんだという考えで、景気判断条項を付すことなく確実に実施するという決意のほども併せて決定をされたんだと記憶をいたします。

したがって、来年四月の消費税率一〇％への引上げにつきましては、景気判断条項というものを削除をいたしております以上、いわゆるリーマン・ショックとか大震災のような重大な事態が発生しない限りは確実に実施することということとしておりますので、その点で政府の考え方は景気判断条項を削除する前とは異なるということなんだと存じます。

○大久保勉君 よく分からないんですが、景気判断条項がない状況において、今の法律ではありませんが、リーマン・ショック若しくは東日本大震災等の厳しい経済後退があつた場合は、この法律において消費税引上げを延期はできますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、削除いたしておりますので、今のような状況というのは、そのときの政治判断で延期をされるということに仮に決定をいたしました場合は新たに法案が必要になるということだと存じます。

○大久保勉君 新しく法律を作らない限りは延期

はできないということですね。

景気判断条項を二年前の十一月に落としたというのは、景気を良くする、アベノミクスをしつかりと実施して景気を良くするというところで落として、で、消費税を引き上げようとしたわけなんです。ところが、もし新たな法律を出してまで消費税を延期しようということでしたら、アベノミクスは失敗だったということですか。

○国務大臣(麻生太郎君) そのときに、いわゆる国際状況としてリーマン・ショックというように、私も日本がどうのこうのとかいうのではない、世界的に何か大きな重大なことが起きたというところをもってアベノミクスは失敗だったと直接に關係付けるといふのはいかがなものかと存じます。

○大久保勉君 日本の方がしつかりと、日本の経済がしつかりしていたら、たとえ国際的にかなり厳しい状況であっても、自国経済がプラス成長、二%のインフレ達成でしたら全く延期する必要はないと思いますが、どうなんでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 度々申し上げますけれども、そのときの政治状況で判断させていただくということになるかと存じますが、日本の経済が世界経済の影響を、これだけ大きくグローバル化された世界経済の中に大きく組み込まれている現状の中において、そういうような影響が、直ちに日本に影響を与えられないとか、全くそういうものに巻き込まれないというのはなかなか難しい状況なのであって、私どもとして、今そういうような大きな経済の中におります日本の立場からして、その影響を全く受けないというようなことはなかなか考えにくいと思っております。

○大久保勉君 日本経済が世界経済の中にあるということでしたら、二年前も三年前も十年前も一緒ですから、最初から景気条項を外す必要があったと思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 景気条項を外す必要はなかったということかと思うんですが、決意としては、景気条項をきちんとなくして、我々

は確実に二十九年度四月に消費税率というものを上げさせていたという決意をきちんと示されたんだと思っております。

○大久保勉君 決意を示されたというよりも、あなただけでしょう。つまり、法案を出す人は財務大臣ですから、麻生大臣がしつかりと決意を表明し、ただし法律は、世界経済の動向もありますから、景気判断条項をしつかりと残した方がよかつたんじゃないですか。単なる選挙目当ての言葉、それを法律まで作ってしまったから、もしかしたら新たに法律を出すという大混乱が生じる可能性があるんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) その時々のもうまた政治判断だろうと存じますけれども、少なくともこの種の税金を上げる上げないという話は、いつも私どもとして、与野党に限らず大問題起きることはもう間違いないと存じますけれども、これを残しておいた方がいいか、我々としては、そのときにおいて私どもとしてはきちつと決意を示しておくというのとは大きなことだと思っております。

○大久保勉君 そのロジックでしたら、恐らく法律を出す、そのために国民に信を問うと。つまり、景気判断条項があつたら選挙もしなくてよかつたのに、要らない選挙費用も掛かるし国政を一旦停滞させると、こういった問題が起こり得たんじゃないですか。

私は、景気判断条項をしつかりと残した方がよかつたと思いますが、やはり財務大臣として、是非そのことに決意をいたしたいと思ひます。つまり、残すべきであつた。景気判断条項が外れているから、もしかしら新たな法律を出す。場合によっては衆議院解散になる可能性がありまうから、政治的な混乱をつくり出しますよね。こういったことに関して御認識はありますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 新たに政治判断に基づいてそういうような法律を出すという様な事態というものは、これはよほどの大きな事態である

うと存じますので、与野党の方々にも十分に御理解をいただけるような事態が起きているんだと理解しますが。

○大久保勉君 私はまだ分かりませんが、少なくとも景気判断条項を外しているから新たに法律を出して消費税の引上げを延期しないといけないうと、こういう状況にきているとは私は思っています。せんが、大臣はそういう状況にあるという理解ですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今現在に於いて申し上げれば、従来からお答えいたしておりますとおり、予定どおり二十九年度四月に消費税率一〇%というものを引き上げさせていただきますと考えております。

○大久保勉君 分かりました。じゃ、是非そのことを総理大臣の方にも進言してください。どうもステイグリッツ教授の意見を聞いて、消費税再延期の方がいいと、いい示唆であつたということをおっしゃっていますから、財務大臣としては延期する必要がない、今の経済状況では来年の四月に法律どおりに一〇%へ引き上げるべきである、このことをおっしゃることはできますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 従来からも申し上げておりますように、私も、安倍総理自体もステイグリッツの話を聞いて変わったと新聞には書いてありますけれども、御本人がそう言われたという話を聞いたことがありませんので、まあ昨日から今日までですから、時間は、ただまだ半日もたっていない状況ですからどういふような影響を受けられたかどうかは存じませんが、少なくともその種の話を総理から直接伺つたことがありませんし、総理のお気持ちは今までもどおり二十九年度四月に消費税率を度々国会でも証言をしておられるとおりでと思ひますので、私どもとしては、今の私どもの考え、財務省の考え方なり私の考え方と総理との間に大きな乖離があると考えたことはありません。

○大久保勉君 是非、総理を説得してもらえまし

たら、さすが麻生副総理、総理大臣経験のある大物政治家ということで私は尊敬したいと思ひます。財務大臣として財務大臣の立場を閣内できつかりと浸透させてほしいなと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今まで尊敬されていなかったことが分かつたというだけの話です。

○大久保勉君 はい、分かりました。じゃ、しつかりと尊敬されるように是非頑張つていただけたら有り難いと思ひます。非常に、実は同郷ということでも尊敬はしておりますが、もつと尊敬できるように頑張つてもらいたいと思ひます。

では、次に、軽減税率に関して質問したいと思います。

資料がござりますが、どうも軽減税率といふのは、増税しやすいのかなといった新聞記事があります。これは資料の一です。こちらは福井新聞の記事なんですが、読み上げますと、消費税一二%が議論になつても軽減税率で国民理解ということで、趣旨としては、軽減税率が入つたら一〇%だけではなくて一二%と消費税を引き上げやすくなると、こういったことを財務省大臣官房審議官主税局担当者がインタビューで答えられております。

役所として、財務省としてこのことには間違いないということでしょうか。財務大臣、お願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 軽減税率制度の導入によるということに関して、いわゆる財務省幹部の発言は不適切だつたのではないかと御趣旨の御質問なんですね、今の話は。(発言する者あり)ちよつと済みません。

○大久保勉君 私としては、財務官僚らしい骨のある発言だと思ひますから、大臣としては、よく言つてくれたと励まし言葉の言葉をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 消費税率がまだ一〇%に上がるということが確実になつていない段階でその先の話を考えているわけではございません

で、その種の話がどのような経緯で出たか、直接その場の状況とか、新聞で出た言葉というのは大体切り取りが多いというのは自分の経験としてよく分かっておりますので、その前後の話から何からよく聞いた上でないとなかなか判断できぬと思いますが、考えておりますことは、将来の考えとしていろいろなことを思いつての発言がどういう発言で、どの部分がどう切り取られたかというのはよく分かりませんが、私も私どもとしては、今の段階で一〇%の先のことを私どもとして検討しているわけではございません。

○大久保勉君 新聞記事で、本人の発言によりますと、日本は増税一〇%で終わるはずがない国だということ、その先を考えて、軽減税率が入ったら増税しやすいと。私は本当に骨がある発言であると思います。

といいますのは、資料は準備しておりませんが、財政健全化に向けた基本的な考え方ということで、平成二十六年五月三十日、財政制度審議会の報告書があります。これを見ましても、この発言と一貫性がありまして、今から十年後、二〇二六年度でGDP比一一・九四%の恒久的な収支改善が必要である、そのためには増税をしないといけないと。

例えば、この注記で、この水準は機械的な消費税換算で二四%程度の収支改善相当に値すると、つまり、十年後に税収が黒字化するためには、収支改善するためには消費税を二四%にする必要があるということ、これを財政審は言っています。ということですから、財務省としてこの考えは参考になるということ、この審議官が、一〇%では足りなくて将来増税する場合に軽減税率が入ったら増税しやすくなるんじゃないかと、こういった趣旨に私は聞こえます。

そこで、質問なんです、これは技術的な話です。財務省の参考人に質問しますが、この試算で消費税二四%に上げる必要がある、ではもし軽減税率八%を導入したら二四%ではなくて何%まで消費税を引き上げる必要がありますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

軽減税率制度につきまして現在提案申し上げている内容、対象品目、税率水準ということ、前提にいたしまして計算を機械的に申し上げますと、消費税率の軽減幅一%当たりの減収額がGDP比で三角の〇・一%程度です。その軽減税率制度導入後の消費税率一%当たりの収支改善幅は対GDP比で〇・四%程度というふうになりますので、先ほど先生からお話ございました一一・九四%の恒久的な収支改善ということとの関連で申し上げれば、消費税率で三〇%程度の引上げというふうな計算になるとでございます。

○大久保勉君 確認のためにもう一度質問します。十年後、日本の税収が均衡するためには消費税換算で二四%にしないといけない。ところが、軽減税率制度を導入したらそれが三〇%になると。つまり、六%も消費税を上げないといけない。こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(佐藤慎一君) そのとおりでございます。

○大久保勉君 ということは、これは軽減税率じゃなくて、税の収入が一定でしたら決して軽減税率じゃないと。つまり、食品にとつては軽減税率じゃないと、それ以外にとつては増税税率ということですね。このことは軽減税率の本質的な問題です。

私ども、軽減税率が入るからいわゆる痛税感がないと思いますが、ほかのものを買った場合にはもつとひどい痛税感になる、三〇%も税金を払わないといけない、こういうことが十年後に発生するんだしたらそれは慎重にやるべきじゃないかと。軽減税率の本質的、最も重大な問題です。

この辺り、是非財務省はしっかりと主張してほしいと思います。特に、自民党の議員であります麻生大臣、軽減税率を導入したら、二四%で済むものが三〇%まで引き上げないといけない、この点にどう思われますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 政府の審議会が一定の

仮定というか仮説というか、一定の仮定を置いた上での計算というのを機械的に出しただけの話で、私どもとしてはそういった中からいろいろものを分析することになっていくんだと思います。で、直間比率の見直しとか我々全体的に考えねばならぬことがいっぱいあります。少子高齢化の中にあつて生産人口が減っていくという今の日本の人口構造の中にあつて今後の税制全体の在り方をどう考えていくかというような問題等々、大きな点から考えぬといかぬところだと思っております。

○大久保勉君 繰り返しますが、財政審議会といふのは所管の大臣はどなたですか。また、佐藤局長の上司の大臣は誰ですか。

○国務大臣(麻生太郎君) たしか麻生太郎という人だと思います。

○大久保勉君 ですから、麻生さん自らが自分の部下若しくは自分が動かしている審議会の正当な意見として、十年後、二四%消費税を引き上げる必要があると、それを、軽減税率を導入したら三〇%になってしまう。この事実に関して、是非自分の問題としてあなたの意見を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 繰り返しになりますけれども、財政制度審議会というのは数ある審議会の上に基づいて述べられた機械的な計算というものを、これが全ての意見というわけには考えません。一つの意見なんだとは思いますが、それは単なる参考意見にしかすぎないものだと思います。検討することだと存じます。

○大久保勉君 もう少し細かい議論ですが、十年後に二四%必要だと、こういったことも分かりました。軽減税率を導入したら、二四%から三〇%まで引き上がると。つまり、その仮説によると六%も軽減税率の導入効果があると。この点、つまり、軽減税率を導入した場合に、ほかの税金が、軽減対象外の消費税が、上げないと税収的には影響すると。ここに関してはどう思われますか。

○国務大臣(麻生太郎君) そのときの経済状況、そのときの人口構成等々いろんなことを考えて、私どもとして、今の段階で、いわゆる仮定というか、そういった説に基づいてそういった計算というのもの一つの見解としてあるという程度の話なので、私どもとして、世界中で今、私どもの知っている範囲で二二%が、ヨーロッパでも一番高いのは二二%ぐらいだと思いますので、それを上回って、今でいきますと八%の三倍、三、八、二四%になるということはなかなか想像できないなと思つて伺つておりました。

○大久保勉君 いや、議論が噛み合っていないと思うんです。絶対水準として二四とか三〇%という話をしていなくて、軽減税率を導入しない場合と導入した場合において六%の違いがその場合出たと。それだけ軽減税率というものはほかの税率を引き上げる効果があるということに関しては認められております。

○国務大臣(麻生太郎君) 間違ひなく、片一方を下げればその税収に必要な分だけ片一方を上げざるを得ぬ。それを消費税でやるのかその他の税でやるのかは別の話です。

○大久保勉君 分かりました。

続きまして、インボイス制度に関して質問したいと思ひます。

消費税引上げがもし延期された場合に、今この法案で議論されておりますインボイス制度、適格請求書等保存方式を適用するというものであります。たしか平成二十九年、で、三十三年に完成すると。この制度自身はそのまま動かさないというところでよろしいでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、御存じのように、二十九年の四月の消費税率の引上げというものは、これはもう御存じのように、何のために我々はこれをするのかといへば、少なくとも日本という国のことを考えて、少なくとも社会保障と税の一体改革というものはこの国の将来にとって必ず必要という大前提がありますので、その下に

ここまでいろいろやらせていただきましたので、私どもとしては、今後とも社会保障方式とかいうものにおいてきちんとした、次の世代に引き渡していくこの社会保障制度を確実なものにするとか、また国際的な責任においてやるとかいうものを考えた場合においては、私どもは確実にこれを実施していかなければならぬのだと、そのように考えている、これまず大前提です。

したがって、一〇％の引上げを延期することと前提として、今のお話ですと、前提としてインボイス制度を延期するのとかいったような御質問については、現時点で検討しているわけではございません。

○大久保勉君 別の観点で質問しますが、どういう状況があっても適格請求書等保存方式は平成二十九年の四月から実施するという理解でよろしいですか。いかなる状況があつたとしても、たとえリーマン・ショック若しくは東日本大震災等の未曾有の経済状況があつたとしてもしっかりと実施するというところでよろしいでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、複数税率に対応するために考えられた必要なものだというのが、もう御存じのとおりだと思つて聞いておられるのかと思いますけれども。

じゃ、重ねて申し上げますけれども、一〇％への引上げをいたします場合に、これは複数税率というような下においては、適正な課税を確保するためにはこの制度が必要だということといわゆるインボイス制度というのは導入することによりたしております。

したがって、これを切り離してインボイス制度の導入を決定するべきとの御趣旨のお尋ねであるならば、それは適用税率と税額を明記したインボイスは適正課税のためにはこれは必要ないということになるかと思ひますので、このインボイス制度の導入に当たっては、事業者の方々に様々な準備を行つていただく必要もあろうかと思ひますので、そういうことを考えますと、これは慎重に考えるべきものなだと思ひますが。

○大久保勉君 二つのことを整理したいと思ひますが、インボイス制度自身は、場合によっては消費税に係る益税というのがありますが、そこをしっかりとなくしていくといった制度としても使えます。

そのことを整理するために参考人の方に質問しますが、適格請求書等保存方式導入は消費税の税収にどの程度増収要因になりますかと。例えば、全く軽減税率導入しません、ただしインボイスを導入した場合に増収効果になると思ひますが、幾ら程度ありますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

お答えする前に、全体の概念の整理だけさせていただきますと、まずインボイス制度を導入いたしますと、免税事業者がインボイスを発行できないという仕組みでございます。したがって、納入先の事業者が、免税事業者からの仕入れについては納入先事業者は仕入れ税額控除ができないという、そういうのが制度の基本でございます。

そこで、インボイス制度を導入いたしました場合に事業者が課税転換をするという場合には、恐らくそこに増収というものが生じてくるであろうというふうな概念的には考えられます。ただし、免税事業者が課税転換するかどうかというのは、その事業者の置かれてる取引状況、あるいはその方自身がBツーC取引なのかBツーB取引なのかによつて相当変わってくるんだらうというふうに思ひます。

例えば、BツーC取引では、恐らく課税転換を迫られるという可能性は非常に低いというふうになりますので、いずれにしましても増収になる可能性は十分あると思ひますけれども、どれぐらいかということについては、そうした課税転換などが将来的にどう生じてくるか、それから、法案にも提案申し上げておりますけれども、インボイス制度そのものは、制度発足、二十九年四月に導入されてから、三十三年四月以降、四年後にインボイス導入というようなことで、若干時間が先だと

いう面もございますので、そうした辺りでどのような形で免税事業者が自分の課税転換を考えるかという辺り、見極める必要があるんだらうというふうに思つております。

○大久保勉君 実は、ここは事務方と相当議論した部分です。

ここで、皆さん、是非提案したいんですけど、つまり、インボイス制度を導入すると言つては、どの程度の効果があるのか。税収にとつてプラスかマイナスなのか。税収にとつてプラスということは、逆に事業者にとってはマイナスもありますから、国民の生活にも極めて大きいものです。そういった分析をせずにこの法律を出すというのは、私はけしからぬと思ひます。

ですから、財務省の方に対して資料請求をしたいと思います。早く、このインボイス制度を導入した場合と導入しない場合の税収の差というのを分析してほしいと思ひます。やつてくれますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

起り得る状況は先ほど御説明した状況でございますので、実態的に免税事業者が課税転換かどうかというところについては、恐らくほとんど将来の話で、今、推計のしようがないという状態でございますので、その点については明確な答えを出すことは困難だと思ひます。

ただ、参考に近い数字で申し上げますと、観点は違ひますけれども、例えば事業者免税点制度を仮に廃止をするという場合、これについては、一定の仮定を置いて計算をいたしますと国税ベースでは三千五百億程度の増収になります。ただ、これは、免税点制度を廃止するということは、かみ砕いて申し上げますと、BツーC取引もBツーBの取引も、いずれにおいても免税事業者が全て課税転換をするということとはほぼ同値でございますので、そうした極端なケースを考えると三千五百という数字も一つあり得るべき数字だと思ひますが、現実には起こることは、課税転換というのは将

来の各事業者がいろいろ判断されるということの非常に不確定なものが多々ございますので、なかなか容易ではないということは御理解を賜りたいと思ひます。

○大久保勉君 三千五百億、恐らく最大なんだろうね、増収するということは、いわゆる事業者の方が、免税事業者等を含めて三千五百増収するということですから、この三千五百というのは決して少ない数字じゃないと思ひます。ですから、こういったインボイス制度を導入するためには、是非こういったことは資料を出して、そして国民に説明すべきだと思ひます。

ですから、こういったこともせずに、どこの党か知りませんが、軽減税率が是非必要だと、それも、先ほど言ひましたように、軽減かどうか分かりませんよね、軽減されない部分に関してはいわゆる増額税率ですから。こういった問題も議論せずにこういった法案が来ることにしましては、私は極めてこれまでの財務省らしくない仕事だと思ひます。これはもう指摘だけしたいと思ひます。

委員長にお願いしたいのは、先ほど佐藤局長の方が説明したものを、もう少し精緻な分析を出すように委員長に御提案したいと思ひます。

○委員長(大塚敏志君) 推計が難しいということでありましたが、後刻理事会において協議をいたします。

○大久保勉君 続きまして、軽減税率に関して質問したいと思ひます。

現段階では一定の品目というのが決まつておりますが、今後、将来的なことでしまして、生活必需品、例えば衣料品等に軽減税率が拡充するという議論が起り得ると思ひます。将来に関しては分らないかも知れませんが、海外においては食料品のみならず衣料品も対象となつております。こういったことに関して、現段階の財務省の意見に関して質問します。これは、大臣が若しくは参考人、誰でも構ひません。

○国務大臣(麻生太郎君) 軽減税率八％の適用品目ということについてですけれども、一〇％の引

上げに伴いますいわゆる低所得者への配慮というものを、この趣旨をよく踏まえて、よく私どもは、日々の生活の中での消費、利活用の状況とか、消費税の逆進性の緩和とか、また合理的かつ明確な線引きがあるとか、また社会保障の財源であります消費税収への影響ということなどのいろいろなるもの点を総合勘案させていただいて、この度、いわゆる酒類及び外食を除く飲食料品等々、一定の新聞の定期購読料などとさせていただきます。

今御指摘のありました、例えば、そうですね、衣料品とか自動車とか不動産とかいろいろ、衣料とかいろいろあるんだと思いますけれども、軽減税率の適用範囲の拡大の可能性はあるのかという御質問だったと記憶をいたしますけれども、基本的に申し上げれば、特定の物品とかサービスのみに対象とするというのは、いわゆる代替品との間でゆがみが生じ得る可能性が出てきます。こうしたゆがみを解消しようとするれば、これは際限なく対象が広がり得ることなんだと思いますので、社会保障の財源となっております消費税収そのものを減少させるということになるおそれがあると思います。

また、衣料品、自動車や不動産については、そもそも消費税率、税負担が逆進的であるかと言われれば、いろいろ問題があるんだと思っております。例えば、いわゆるよく出てきます酒類等々、例に出ましたけれども、いわゆる第一分位から第五分位までの間のいわゆる税負担の支出額の割合というものでいった場合、新聞等は四％とか、また外食品等々は三％とか、失礼しました、三倍とか、率でいきますとそういうことになりまして、他方、衣料の場合は一・三倍とか、自動車の場合はほとんど変わらないとか、そういったような形になってきておりますので、私どもとしては、今言われたような衣料品とか不動産とかそういったもの、不動産、失礼しました、衣料品とか自動車とかいうものについては、そもそも税負担が逆進的であるかと言われれば、いかに

かなものかと、この数字からいきますとそういうことになるのではないかと思っております。

ただ、そもそも、不動産の話をよく聞かれることがありますが、不動産の所得につきましてはそもそも消費税は非課税となっておりますのは御存じのとおりであります。

○大久保勉君 次の質問まで答えてもらいました。一応、生活必需品に関して今後拡充されていく可能性はあるかということをお聞きしました。

その次の質問として、自動車、不動産の話があったんですが、いわゆる消費税で二重課税があるじゃないかと。つまり、自動車取得税、自動車を買って消費税を払って、更に取得税を払うと。ガソリンに関しても、揮発油税があつて、それに消費税が掛かって、タックス・オン・タックスという問題があります。こういったものをどういう形で解決するか、これも大きな課題だと思えます。

ここに關する質問、細かいことでしたら参考人でも構いませんが、どういう方向に進むのかということ。二重課税、例えば自動車取得税も払いつつ消費税も払わないといけない、それも一〇％払わないといけないということだったら、二つの方向があると思います。消費税をその分は軽減する、つまり八％軽減税率の対象にするという方向か、それとも自動車取得税を廃止するか。

よく、シンプルなのは取得税を廃止すればいいんだけど、どうもここは国税じゃなくて地方税だということ、様々な反対もあります。この整理をどうしますか。ガソリン税も同じ問題があります。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

今先生、自動車取得税の例を出されましたけれども、そのような自動車に關係する税について見ますと、特定のものの取得の事実上は租税力を認めて課される税という整理でございまして、広く消費一般に課される消費税とはそもそも課税根拠が違つて整理であらうかと思っております。

欧州諸国におきましても、個別品目への課税というものと付加価値税というものを併課することは一般的に行われているということでございまして、御指摘のような二重課税論を根拠として軽減税率の適用対象とする云々という議論は適当ではないというふうに考えております。

○大久保勉君 課税根拠が違うということで軽減税率には適用しないということは分かりましたが、でも、同じものを買うのに、だったら、いろんな課税根拠を作つて、消費税も必要だと、自動車みたいな高級品をかうんだつたら取得税も課せうと。また、自動車というものは更に今後、公害を飯にまき散らすとしたら、それに対する税金を掛けよう。いろんな根拠を作つて、事実上は自動車取得した場合に一回に税金が二〇％、三〇％となる可能性もありますよね。だから、そこは整理してもらわないといけないと思います。

そこに対しては言及がなかったもので、もう一度言及してください。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

私の説明で極めてクリアに整理できていると思います。個別間接税的な世界において、そこに一定の租税力を認めてそれに対して課税をするという課税根拠があるという場合には税としては成り立つと思ひますけれども、付加価値税のような形で広く消費に課税をするというものは十分並び立つものだというので、それは一般的に、こういう欧州を含めまして一般的に考えられている概念整理だと思ひます。

○大久保勉君 質問する相手が悪かつたですね。つまり、理論的には整理されていますが、でも国民の立場を全く考えていないじゃないですか。

つまり、同じものをかうのに、課税根拠があるといつて消費税も取得税も、若しくは公害対策税とか、いろんな課税根拠でもって税金を払わないといけないかつたら、国民の立場に全く立つていないんじゃないんですか。そういうことで、私はそこは傲慢だと思います。

何かありますか。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

概念整理として申し上げます。

それで、例えば消費税を一〇％へ引き上げるといつときの例で申し上げますと、これ地方税の話でございまして、二十九年四月に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税において新たな環境性能割を導入するというものもございまして、そのような面においても、その時々において見直すということも十分あるわけでございます。

ただ、大事なことは、概念整理としてそもそも二重課税という議論ではないということにはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○大久保勉君 少しだけ明確になつてきたんですが。

概念整理をされました。しかし、概念以外にどのぐらいの重圧感、痛感があるかということに關しても財務省は考へて、全体のその品目に対する様々な税の合算した負担に關しては考へ得るということですか。

○政府参考人(佐藤慎一君) 概念としては十分並び立ち得るということでございます。

あと、御指摘ありますように、今の例で申し上げますが、消費税率一〇％引上げ時の対応というものも恐らく全体的な中で負担の状況も考へながら一つの御判断だったんだらうと思ひます。その辺は、そのときそのときのそれぞれの置かれてる状況、それから経済状況、財政状況、全体をよく俯瞰しながら考へていくべきことだといふふうに思ひます。

○大久保勉君 いや、あえてこういつた議論をしましたのは、恐らくは、揮発油税とか様々な税目がありまして、その税金に対して更に消費税が掛かっていると、二重課税、ここに對してどういふことを考へるかということ議論しました。少なくとも佐藤局長の意見としては二重課税の問題はないということですね。

では、念のために言ひますが、ガソリン税には

二重課税は存在しないということですね。
○政府参考人(佐藤慎一君) そのとおりでございます。

○大久保勉君 ここに関しては、政治的な、私の意見とは全く違いますから、そこは今後しっかりと議論していきたいと思っております。こういった二重課税が増えたら、痛感がありますから、ここの軽減税率というのは痛感という言葉しか理由になっていませんが、二重課税の痛感というのは相当大きいですから、そこもしっかりと考えてほしいということを申し述べて、次に行きたいと思っております。

次には、先ほど国際金融経済分析会議の話をしました。それに関連しまして、政府の方は二〇二〇年に基礎的財政収支を黒字化するという国際公約を掲げています。そこで、質問したいのは、この国際公約というのはどの程度堅持しないといけないかということです。一方で、先ほどスティグリッツ教授との議論の中で出てきましたが、やはりG7国として日本がやるべきことはあるじゃないかと。つまり、世界経済がかなり厳しい状況にある、日本が消費税を引き上げることによって更に日本の経済も悪くなって、世界的な場合によつては大恐慌までつなげていく、こういったことに関しては避けたいといかないと。ですから、ただ、その結果、財政拡充をしまして財政収支は、基礎的財政収支黒字化は達成できなかったと。じゃ、どっちの方が重要なんだと、こういった観点から質問したいんです。

そこで質問します。これは大臣に対して質問しますが、世界経済への日本の貢献のために消費税引上げを断念して、その結果、二〇二〇年度基礎的財政収支黒字化ができないことが確定した場合に、国際公約違反と言えますか。このことに対して質問します。

○国務大臣(麻生太郎君) この平成二十九年度の消費税の一〇％への引上げというのは、もう度々申し上げてきましたが、我々としては、次世代への責任、また、少なくとも我々としては二〇二〇年

にはきちんとこういったものを対応していく、いわゆる財政収支というのに関しましてきちんと対応していくということで、国家の信頼とか国際社会からの信頼を確保するために必要なものと、我々はきちんとして、財政再建をきちんとおなか収めて対応しているんだということをきちんとして態度として示していく上にも必要なものだと思いますので、私どもとしては、リーマン・ショックとか大震災というような表現は使わせていただいておりますけれども、確実に実施するということを申し上げておきます。

したがって、二〇二〇年度のプライマリバランスの黒字化というのは、経済・財政再生計画に不転換の決意で取り組んでいくんだという、そういう決意でありますけれども、私どもとしては国際公約として極めて重要なものなんだと思っておりますし、国際公約という国の信用として大きなものだと思っております。

○大久保勉君 すばらしい答弁だと思います。是非そこは筋を通してほしいなと思うんです。

その中で更に質問したかったのがあのさっきの質問ですが、さはさりながら、G7国として、中国経済がかなり厳しくなっている、世界的に金融若しくは経済の混乱がある、そういう状況において、日本の貢献は何だと、もつと財政拡充をしろと、場合によっては消費税引上げを延期しろと。じゃ、消費税に関してはもう必ず上げるといふことですから、別の観点で、補正予算を組んでも景気を良くしろと、その結果、二〇二〇年の基礎的財政収支黒字化ができなかったと。こういった状況においてはどうか判断されますか。どちらを選ばれますか。

つまり、基礎的財政収支の黒字化を選ぶのか、それとも短期的な拡張的な財政を組んでいくと。補正予算であったり、来年度、再来年度もつと大型予算を組んで財政収支が黒字化できないと。どちらを選びますか、世界貢献なのか、財政収支の黒字化か。

○国務大臣(麻生太郎君) まだ予算が御存じのよ

うに参議院で通過していない今の段階で、補正予算の話をするなんという話は全くありません。それがまず第一に申し上げておかないかぬところだと思っております。

その上で、私どもとしては、景気判断というものの話で、スティグリッツの話とかいろいろ、巷間、いわゆるかしましくいろいろ言われておりますけれども、私どもとして一番大事だと思っておりますのは、大きな流れとして、昔はよく、そうですね、二十一世紀に入つてすぐの頃は、マネタリストと称される銀行関係の人とか金融関係の人がマネーサプライが全てみたいな話をわんわんわんわん言う、まかり通つていた時代が、日本に限らず世界中そういう傾向があったんだと思います

が、最近、それだけでは駄目だと、やつと当たり前の話になってきて、金だけでは足りない、需要が必要なんだと。金は余つておる、需要がないんだというやつと当たり前の話になってきて、私どもの言つております第二の矢とか第三の矢の話がいわゆる堂々と言われるようになったという傾向は、やつと世の中の経済に関する話が少しまともになつてきたかなという感じが正直なところなんです。

しかし、いずれにしても、日本として今の状況で直ちに補正予算をとというようなことを今の段階で考えているわけではございません。

○大久保勉君 補正予算の件に関しては分かりましたが、これは将来の、景気が極めて悪くなつた、世界的にも景気が後退しているから財政を拡大して景気を良くしたいといかないと、これが日本国としての世界に対する貢献だと、こういう判断もあります。ただ、その結果、基礎的財政収支、プライマリバランスが黒字化できないと、こういう事態になった場合に、国際貢献を取るのか、それともプライマリバランス黒字化を取るのか、どちらですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本のプライマリバランスを確実にしていくという方向をきちんと世界に示すという方向は、間違いなく国際貢献になると思っております。これがやる気がないという

ことになった途端に、それは世界に与える影響は極めて大きなものだろうと思ひますので、きちんとそこらのところは、まず私どもとしてはやるという姿勢はきちんと保つた上での話だと存じます。

○大久保勉君 非常に力強いお言葉で、是非やつてほしいと思ひます。

先ほど、アベノミクスの一本目の矢だけでは十分で、二本目、三本目の話がありました。が、だつたら、二本目の矢といひますのはいわゆる機動的な財政出動だと思ひます。ですから、プライマリバランスを黒字化するということは、二本目の矢というのは実はほとんど飛ばない矢、財政出動はしないという理解でよろしいですか。

○国務大臣(麻生太郎君) そこは機動的な財政出動と申し上げているところでありまして、財政出動した結果、税収が伸びる可能性は十分にあります。また、景気が良くなつてくる可能性もあります。財政出動した結果、景気の気の部分に与える部分が大きく出て消費というものが増える可能性もありますので、その他のところは極めて機動的に考えておかねばならぬところだと思ひております。

○大久保勉君 ここは大賛成で、是非賢い予算を作つてほしいと思ひます。

あと時間が四、五分ですから、ちよつと次のところに触りだけ行きたいと思ひます。

次の大きい項目としましては、今回の税制で個別の税の課題に関して議論していきたいと思ひます。

まずは、法人税、これは極めて注目度が高いと思ひますので、そちらに関する質問をします。最初に、大臣に対する質問をしたいと思ひます。

今回、法人税を、たしか税率、国と地方合わせて三三・三％から二九・九％、つまりもう四捨五入したら三〇％になるというふうな状況ですが、二九・九％台に下げました。これが一つ、恐らく税金を使つて成長戦略に資すると、こういったことかな

と理解しております。

このことに関して、まず、法人税を下げたというのはいくつ理由があつて、またどういふ効果がありますか。若しくは、法人税引下げの意義に関して質問したい。法人税引下げの意義。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、今回の法人税の改革というものは、これはもう前から大久保先生の御指摘がありますように、日本の法人税の課税ベースが狭いというお話は前から伺つておりますので、我々はそれを頭にも入れまして、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることによって、法人税をより広く負担を分かち合う構造に変えていくための改革を行うものと、まず一番の立ち位置はここにあります。

具体的には、平成二十七年、二十八年度の課税ベースの拡大といたしまして、大法人というものの繰越欠損金控除制度というものの見直し、それからいわゆる租特と言われる租税特別措置の見直しなどを行い、また地方税におきましても大法人のいわゆる法人事業税の外形標準課税の拡大等々を行うことなどによって、財源をしっかりと確保させていただきつつ全体の税率を引き下げることについていたしております。

この改革を通じて、日本の中に企業というのは何百万社もありますけれども、こういった中であつて、我々から見まして稼ぐ力のある企業というものが、税負担を軽減させてやることによってより収益力が拡大する。よつて、それによって前向きな国内投資をやる、賃金を引き上げられる、設備投資ができる、そういったものに對する余力というものが生まれることになりまして、それを、かつ継続的、積極的にそういったものが出てくる体質へ転換をさせていくことを考えます。少なくとも今の場合、二〇〇八年のリーマン・ショックのときを二〇〇といたしまして、あの頃と比べていわゆる企業の中におきます従業員に対する賃金の額というのは、先進国の中でマイナスになっているのは日本ぐらいなものだ

と思います。ほかの国は大体伸びておりますし、それから労働分配率という特殊用語がありますけれども、企業用語ですけれども、労働分配率というものが昔に比べて、七八、九あったと思いますが、今は七〇切つたと思ひますが、六十幾つになっているんじゃないでしょうか。

そういった意味から考えますと、私どもとしては、いわゆる企業というものがその余力を持つてそういったところに、経済というものをそちらの方に、景気の意味からもそちらの方に目を向けさせていってもらうということをしていただかぬと、賃金が伸びない、いわゆる何もベースアップには限りませんけれども、そういったものが伸びない限りはなかなか消費というのにつながらつてこない、そういうふうには、いわゆる可処分所得が伸びない限りはという感じがいたしております。

○大久保勉君 今大臣の説明でよく分かりました。ここは参考人に質問したいんですが、先ほどの話で、税率は下がつたと、ところが課税ベースは拡大したということなんですが、これは税収中立ということではないんですか。つまり、国税ベースではもう法人税収入はほとんど同じになるという理解でいいのですか。もし分析があつたら教えてください。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

国税、地方税を通じました法人税改革、今回提案させていただいておりますけれども、度々大臣から申し上げておりますように、課税ベースを拡大することによりまして財源が出てまいります。その財源でもつて税率を引き下げることによってございまして、マクロで見ますと全体としては税収中立という形になってございます。

○大久保勉君 そろそろ時間になりましたので、税収中立というのは非常にいいことで、あとは、地方税と国税の調整もしっかりとやっているとありますが、今後に関しては今回の質問にしたいと思います。

ありがとうございます。

○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏でございます。今回の所得税法等の改正では、やはり、再三出ていますけれども、消費税の引上げに当たつて軽減税率を導入するところが一番の課題になっております。私も全国いろいろ回つていまして、いろいろな話を聞いていますと、一〇％に上がるんでしよう、そして食料品などは八％のままでございという話までは普通にするんですけれども、そこで外食と内食は違ふんだよとか、そういう話になつてくると、もう既に、そうすかというふうな反応になつたりですとか、新聞とかは何でというふうな反応になつたりとか、まだまだ理解が進んでいない感じが随分します。

今日も詳細な、また丁寧な議論がこの点について進んでいまして、衆議院の方でも、また予算委員会の方でもたくさん議論がありましたけど、課題をちゃんと追求していくことも重要だと思ふんですけれども、この議論を通じて分かりやすくちゃんと国民に伝えるということも大事だと思ひますので、その点、基礎的な質問になりますけれども、できれば丁寧に分かりやすく幾つかについてお答えいただいたら有り難いというふうに思つております。

まずは経緯なんですけれども、この導入を政府が決定する経緯につきましては、二〇一二年のいわゆる三党合意に基づく税制抜本改革法で、低所得者対策として三つ、総合合算制度と給付付き税額控除、そして軽減税率の導入を総合的に検討するところであつて、その検討のプロセスの結果、今回、軽減税率の一部であると思ふんですけれども軽減税率に絞られていったということになると思ひますが、まずこの経緯について御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) これ今、石田先生が御指摘になりましたとおり、軽減税率制度というのは、これはいわゆる三党合意に基づきまして税制抜本改革法において、消費税率の引上げに伴つて

低所得者層への配慮というものを考えて、消費税の逆進性の緩和の観点から検討すべき三つ出されました施策のうちのひとつということに位置付けております。

この低所得者対策につきましては、与党税制調査会、指摘しておられましたけど、そういう場において検討が進められてきたんですが、その結果、この軽減税率制度というのは、日々の生活の中において幅広い消費者がいわゆる消費、また利用しておられる商品の消費負担を直接に軽減すること、まとめてとかいうんじゃないやなくて、たんびごとに直接軽減することによって消費税の逆進性の緩和を図ると同時に、日々の生活の中でいわゆる度々安いというので痛税感の緩和は実感できるという利点がありますので、この点が特に重要ではないかということをお断りさせて、この制度を選ばせていただきました。

昨年末の税制大綱においてこれを、二十九年四月に軽減税率を導入するということを決めておりますので今般の税制改正案を提出させていただいてるところですが、同時に、その他にも給付付き税額控除と総合合算制度というのが二つ、その他出ておりましたが、この実際の買物、ふだんコンビニでもデパートでもどこでもされていくときのタイミングとか購入額というものは全く関係なく、いわゆる所得水準に応じて決まった額を給付ということにされるものになりますと、これは給付付き税額控除とか、そういったものなんです、そういうことになりますと消費税の負担というものが直接軽減されるわけではありませんで、したがつて、消費者にとりまして痛税感の緩和の実感にはつながらないということになろうという点の問題だと思つております。

また同時に、資産というもののについての捕捉とか、所得の方はまた捕捉できても、持つておられる資産、既に引退しておられる方が持つておられる資産というものはなかなか捕捉というのは難しいところがありますので、その点に對して所得とか資産の把握というのは極めて難しく、そう

いった意味では、幾らだから安くすると言われても、その資産、フローはなくてもストックはあるという方になりますと、なかなかそこところが難しい。

また、行政の執行可能性とかそのコストというものももちろんあるんですが、この制度を導入した国におきまして、いわゆる過払いとかまた不正受給といった点もいろいろ出てきておいて、毎年、一割あるとか二割あるとか、まあいろいろ年によって違うんですが、そういった話も出てきておりますので、こういったものの確保というものが確実にしておかねばならぬということも考えて、結果として、いろいろこれは本当に御意見がありましたけれども、軽減税率という制度を採用させていただいたという経緯であります。

すいといったような内容をやつぱり丁寧に、丁寧なというか分かりやすくお話ししてほしいんです。できればこれそのままブログに書いて、ああ、そうだなってみんなが分かるようになるくらいなものにしたいと思うんですね。是非よろしくお願いします。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。

まず、全体の頭の整理を申し上げたいと思います。

まず、今回の軽減税率制度、基本的には飲食料品を幅広く取り扱うと、対象とするということで、八％の税率を適用するというところでございまして、その例外といたしまして、酒類と外食につきましてはその適用対象外ということで一〇％の税率を適用すると、こういう整理でござい

ます。

とすると、痛税感というのがベースにあつて、それができるだけ緩和するように幅広い日常的なものに対して直接軽減その場ですという、こういった手法になってくるんだと思うんですが、これも、こうなつてくると、その納税者一人一人が実際にレジで物を買うとか、そういった現場というか、まさしくそういった消費行動の現場で、その場で、これは八パーだな、これは一〇パーだなということが判断できなければなりませんし、それは消費者だけじゃなくて当然売方も判断しなければならぬわけなんですけれども、実際、食料品がある程度外食とそうじゃないと分かれてきますのでなかなか難しいですし、これまでの議論の中でもイートインですかテイクアウトとか非常に複雑な微妙な判断があつて、この判断はなかなか難しいと思います。ここは実際にやってみなければ分からない部分もあるはあるんですけれども、それだとやっぱり制度としてはいかがなものかと思ひます。

それで、飲食料品とは何かということでございますけれども、これは食品表示法という法律がございまして、この食品表示法に規定いたします食品ということで、法律上はそうように明記をしてございまして、その心は、人の飲用、食用に供するものとして食品に表示されているということをもつて販売されているものでございまして、それが八％になるということでございます。

それから、例外で申し上げました、二つござい

ます酒類と外食でございますが、これも法律上は酒税法に規定をする酒類というふうにしてござい

ます酒類と外食でございますが、これも法律上は酒税法に規定をする酒類というふうにしてござい

ます酒類と外食でございますが、これも法律上は酒税法に規定をする酒類というふうにしてござい

ます酒類と外食でございますが、これも法律上は酒税法に規定をする酒類というふうにしてござい

それから、違う形態ですが、ケータリングのようなものがございます。これは、顧客の方がこの場所と指定をした場所において加熱、調理又は給仕等のサービスを提供して飲食料品が提供されるケースというのもございます。これらを広い意味での外食と定義をいたしまして、適用対象外というふうにしておるわけでございます。

ちよつと典型的な例を申し上げますと、例えば定食屋さんとかレストランというところなどで食べることを頭に思い描いていただきますと、通常そこにはテーブルとか椅子とかそういうものがございまして、そこで配膳等、給仕されるということが通常でございますから、そこは今申し上げた飲食させるサービスがその場所で行われるというところでございましてこれは外食になるわけ

でございますが、例えばスーパーマーケット等でお弁当を買うという場合には、まさにそれは飲食物を単純に販売をするということでございます。確かに、これは外食に当たらずに八％の適用というふうになります。

実際のこの適用関係は、税法上は飲食料品の譲渡という書き方になっておりますので、実際、販売事業者が販売する時点で、それが今申し上げた定義のどちらに当てはまるかをその都度判断をしていくというふうになります。お弁当をそこで売って単にお持ち帰りということであればそれは八％ということになりますし、それを店内で食べるということであればその販売時点で一〇％というふうに決まると、こういうふうなことが典型例でございます。

ただ、先生お話しございましたようにいろんなケースが世の中ございますので、それができただけ消費者にとつても事業者にとつても分かりやすくなる必要があるというふうに考えております。この具体的な当てはめにつきましては、法案等々がお認めいただいた後、できるだけ速やかに通達とかＱアンドＡ等々で事業者にも周知をし、またいろんな形でお問合せについては丁寧に対応

していきないうふうに思っております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

じゃ、今のをそのまま使わせていただいて、またいろんな人に話を聞いて、分かるか分からないか、また聞いた上で再び御質問したいと思ひます。

もう一つ、消費税の逆進性の問題もよく言われるんですが、確かに消費税というのは逆進性が課題であるというふうに言ひます。場合によつては、今回、軽減税率の導入も一つのきっかけになるんですけど、金持ち優遇じゃないかといった声も聞こえるわけなんですけれども、ちよつと調べてみました。

表を見てほしいんですけど、表一、表二とある表一の方なんですけど、これらの表は、総務省が行った二〇一三年の家計調査から、勤労者の世帯の年間収入階層ごとに税額を類推したものなんですけれども、これは一から十までの年間収入階層に分けて、Cに、大体消費税額このぐらい払うだろうという数字になっております。確かに、収入が多いほど、消費税は、払う額は当然上がつていくわけですね。

ただ、Eのところを見ますと、これは実収入に對しての消費税の、どのぐらい払ったかの率なんですけれども、これは二・七、一番少ないところは二・七ですが、一番高いところだと二・一％、〇・六％の差があつて、これは割合としては、収入に對しての消費税の支出の割合は減っていくので、これは逆進性じゃないかという話になるんだと思ひます。

ただ、税金というのは所得税その他いろんな税金がありまして、税の合計、Dの欄を見ると、だんだんだんだん当然上がつていくんですけど、それを割り込んだFの欄を見ていただくと、一番少ない階層で二・五・八％、多いところは二・五・二％で、消費税で逆進が掛かったとしても、所得税その他全体の税金を考えると当然逆進じゃないということになるわけです。

次のページちよつと見ていただきたいんです、

裏側なんですけれども。これは、今度は表二は、さっきのは二〇一三年なのでまだ五％のときのデータなんですけど、これを仮に一〇％にした場合と、それから八％、つまり、食料品だけしかちょっとデータはないんですけど、食料品を八％にした場合の比較なんですけれども。

まず、真ん中辺にある単一の一〇％のところを見ると、一番少ない階層では消費税が今度一万八百四十円になります。一番高いところでは三万八千二百二十四円ですね。この差が二万七千二百八十四円、実はあります。消費税を八％にした場合は、同じように言うと、一番少ないところが、Jのところになるんですけど、一万三百三十三円、一番高いところが三万六千八百九十八円で、この差が二万六千五百六十五円です。

つまり、一〇％単一のままと食料品を八％にした場合は、一番高い収入と低い収入のところが差が二万七千二百八十四円と二万六千五百六十五円で、ちょっと差が縮まるんですね。差が縮まるということとは、逆に言ったら、微妙に逆進が働くことに、強くなるということになるんですけど、その金額は六百九十九円分だけちょっと逆進が強くなるという感じです。

ですから、これ見ると確かに逆進性がよりこの軽減税率によって高まるとは言えないわけではないんだと思うんですけど、でも、これをもっと金持ち優遇とか、そんな水準かと言われると、そうでもないというふうな気がするわけです。これについてコメントがあれば是非お願いしたいと思います。

○副大臣(岡田直樹君) 消費税の負担については、所得の水準によって感じ方が変わると考えられます。いわゆる消費税の逆進性というものは、今、石田先生は六百九十九円という具体的な試算もお示しになりましたけれども、消費税負担の絶対額ではなくて、収入に占める消費税負担の割合によって測るべきものというふうに考えております。

こうした観点から、家計調査に基づく、いわゆる

る酒類、外食を除く飲食料品の消費支出全体に占める割合を見れば、年収一千五百万円以上の世帯では一五％程度にとどまる一方で、年収二百万円未満の世帯では三〇％程度と高くなっております。エンゲル係数が高いということであると思いますが、この結果、酒類、外食を除く飲食料品等に係る消費税負担の収入に対する割合というものが家計調査に基づけば低所得世帯の方が高くなっているわけでありまして、これは、今般の軽減税率制度の導入によって低所得世帯の方が消費税負担の軽減割合が大きくなることを意味しておりまして、消費税の逆進性の緩和につながるということを示しているものと考えております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。この辺も丁寧に説明していくことが大事だと思いますので、私の方でもできるだけ丁寧に分かりやすく説明を続けたいというふうに思います。

委員長、大臣が衆議院の本会議があるということとを聞いているんですけど、その点、お計らい願えたらと思いますが。

○委員長(大家敏志君) 麻生国務大臣は御退席いただいて結構でございます。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

続きまして、もう一つの税制、幾つかあるんですけど、いわゆるセルフメディケーション控除に関連いたしまして質問をさせていただきたいと思ひます。

今回の所得税法等の改正の一つにセルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度というのが創設されますが、まずこれらの仕組みについて、そしてもう一つ、なぜこのような仕組みを導入することになったのか、その導入の目的についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(佐藤慎一君) お答え申し上げます。私の方から、まず仕組みをお答えさせていただきます。

スイッチOTC薬の控除でございますが、これは医療費控除の特例という形で組み立てているも

のでございます。納税者本人がこの控除の適用を受けようというその年におきまして、その方が医師の関与の下で健康診断とか予防接種を受けているという方、あるいは自己管理をしつかりしている、そういう方について、その年におきまして、スイッチOTC薬という、これは医療用と同じ有効成分が含まれている市販薬ということでございまして、その購入費用のうち一万二千円を超える部分について所得控除ができると、ただ、上限が十万円というのを限度としてございます。医療費控除との関係は選択適用というふうになっているところでございます。

それから、制度創設の理由でございますけれども、骨太の二〇一五におきまして、軽度な身体、体の不調は自分で手当てをするというセルフメディケーションというものの推進が必要だということがうたわれてございまして、その中で、医療用と同じ有効成分が含まれている市販薬、今申し上げたスイッチOTC薬でございますが、その使用を促進することによりまして医療費の適正化を図るということが考えられます。それにおきまして今回の制度を設けたということでござい

ます。この特例の導入によりまして、軽い病気にかった人が医療機関へ行くのではなくて、薬局でスイッチOTC薬を購入することが促されるというところを通じて医療費の適正化の効果が期待するところでございます。

○石田昌宏君 分かりました。ありがとうございます。

医療費控除というのは従来からありまして、病院とかにかかりまして医療費が多額に掛かった場合に一定額以上を税金の控除の対象にしていこうという、こういった仕組みで、どちらかというと、病院にたくさん行った場合に負担が強いでしょうからその分の負担を軽減しますといった趣旨になつてくると思ひます。

一方、今のセルフメディケーション控除は、むしろ病院に行つて負担があるとか薬をたくさん

買つて負担があるという感覚じゃなくて、今の話によりまして、むしろ医療費の適正化、もっと言っちゃうと、病院にできるだけ行かないようにするために努力してくださいと、その努力の分に関して、薬買いますから控除しますといった感じを感じるんですね。それが同じような医療費控除の仕組みを使つて両方控除されるんだと思ひます。ある今薬局でOTCスイッチ薬を買つて領収書をためておいて、年末になつてこの領収書どうしようかなと思つたときに、セルフメディケーションの方で控除を受けてもいいし、場合によっては、今でもできると思うんですけど、要は普通の医療費控除の方で受けてもいいし、どっち対象にしようかなと計算しながらやるんだと思うんですね。

ただ、この領収書は同じなんですけど目的が全然違つて、片方は病院にかつたときの負担、病院にかかることを前提としていて、もう片方は病院にかからないようにしようといつて頑張っていることだと思ひます。同じ領収書でどっちからも落とせるんですけど、片方はかかつた負担、もう片方はかからない。どっち主体でしょうか、これは。よく分からないんですね。

これ、すつきりさせてほしいんですが。○副大臣(岡田直樹君) ただいま石田委員から分かりにくいではないかという御指摘がござい

ました。医療費控除というのは、ある意味では偶発的に病気になつて多額の医療費を支出することを余儀なくされた場合に納税者の税負担能力というのが減退をしよう、そのことに配慮するため制度でもあると思ひます。それがゆえに十万円又は年間所得の五％を超えるような多額の医療費を支出しない限りこの適用は受けられないという制度になつております。

それに対して今回のスイッチOTC薬控除は、一万二千円を超えるスイッチOTC薬の購入費用に対して適用されることとなつておりまして、医療費控除を適用するほど多額の医療費の支出を余

儀なくされているわけではない人を念頭に置いて、こうした人が医療用医薬品の処方を受けるのではなくて、薬局でスイッチOTC薬を購入するということを促す、こういう医療費の適正化を目指す、そういう意味合いがあると思っております。したがって、医療費の支出額が医療費控除の適用対象となるほど大きくない人にとっては、この両方の控除が対象となることはございません。

仮にスイッチOTC薬を医療費控除の対象から除外してしまえば、御指摘の意味での分かりにくさというものはなくなるものと考えておりますけれども、しかし、医療費控除の適用対象となる人は多額の医療費支出を余儀なくされるわけでありまして、そうした人たちがスイッチOTC薬を治療、療養に用いているケースもあることを踏まえれば、スイッチOTC薬の購入費用を医療費控除の対象から除外するというのはなかなか難しいものと考えております。

こういう整理をいたしておりますが、いずれにせよ、税制改正法案が成立いたしましたら、平成二十九年一月の本特例の円滑な施行に向けて、石田委員の御指摘も踏まえながら、関係者と協議して広報、周知を行ってまいりたいと思っております。

○石田昌宏君 もしそうであれば、単純に医療費控除の枠を十万円から九万円に下げるとか、それから医薬品だけ別枠な控除にするとか、多分もつと分かりやすい仕組みはあると思うんですけど、多分健康とか医療費の適正化とか、そういったものを絡めてくるからちよつと分かりにくくなったんだと思います。結論は、より税金引かれるので別に問題ないんだと思うんですけども、この辺のちよつと分かりにくさはどうしても残っていると思います。

逆に、医療費適正化の話をきちんとするのであれば、今回、このセルフメディケーションの控除の導入によって自発的に国民が健康に取り組みましよう、自分で薬局に行つて薬買いましようということになるわけですから、ある意味、税収は控除が増えますから減るんだと思うんですけど、そ

れ以上に医療費全体が削減されて初めて成果が評価されるというものだと思うんですけども、これについては今のところのぐらいいのものを見積もつていらつしやるんでしようか。

○政府参考人(飯田圭哉君) お答えいたします。先生の御指摘のように、本税制の導入により、軽度の際に医療機関に行くのではなく、スイッチOTC薬を活用することにより医療費適正化というものが図られるというふうに認識をしております。

具体的には、医療機関で医療用医薬品を処方され、これを調剤薬局で受け取りますと、薬価に加えて初診料でありますとか再診料、処方箋料、調剤料等の費用が掛かることになりましたので、スイッチOTC薬の購入が進めば、こうした医療費の適正化が進むというふうに認識はしております。

しかし、本税制の導入による適正化の金額というところのお尋ねでございますけれども、これは患者の態様とか医薬品の種類によつて異なるという、個々のケースによつてかなり異なるということと、それから本税制のほかにも医療費の適正化に向けた取組はいろいろ行つておりますので、なかなかこの切り分けが、切り出すことが難しいといった課題がございます。定量的試算はなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

なお、本税収減の見積りでございますが、これはスイッチOTC薬の購入実績に基づきまして推計をいたしまして、約二百六十万人程度の適用を見込んでおりますけれども、その税収減の見積りについては、平年度ベースで三十億円というところで財務省からは示させていただいてるところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、本制度の趣旨からして、導入の効果ということには非常に重要な事項というふうに認識しておりますので、その活用状況、利用状況を含めまして、十分各省連携して注視をしてみたいというふうに思っている

ところでございます。

○石田昌宏君 三十億円ぐらいだと、今医療費が四十兆ぐらいですから、何%分かちませんけれども、○・○何%ぐらいでしょうか、それ以上の効果を出すことは最終的に評価して、ちゃんと調べていってほしいなというふうに思います。これが無いと、余りこの目的、税金の目的がよく分からなくなつてしまいますので、しっかりと把握をして進めていっていただきたいというふうに思います。

ただ、それをやるには、各ドラッグチェーンだとか薬局側もかなり負担が掛かつていて、この薬がそもそも控除の対象か対象じゃないかというのがちゃんと買う側に示していかなければなりません、そういった事務的な手数もかなり掛かるんだと思うんですけど、それについての対応をお聞きして、質問を終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。

○政府参考人(飯田圭哉君) 多分、購入時にどれが該当するか分からないとかいう意味で、いろんな意味での工夫が必要だというふうに思つておりまして、ドラッグストアでいろんな購入をする際に、対象製品がどれか分かりにくいとかいろんな問題がございます。それは、ホームページで、厚生労働省として、具体的な商品名を周知をしたり、それから対象製品にロゴマークを入れるよう医薬品メーカーに指導したり、陳列の仕方等を関係者に検討を依頼しているところでございます。

レシートについても、一目でスイッチOTCが分かるようにするような工夫を今対応を求めているところでございます。

以上、こういうことでございますけれども、いずれにしても、これはスイッチOTC薬の推進というところになりますので、業者もそれに関しまして、向きに取り組んでいるということを確認しております。まして、いずれにしても丁寧に説明するということが基本でございますので、関係者と協力しながら十分周知を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○石田昌宏君 軽減税率もこのセルフメディケーションもそうですけれども、かなり複雑な仕組みになるので、消費者にとつて本当に丁寧に説明していくことが大事だと思いますので、是非その辺にはエネルギー掛けて進めていただきたいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長(大塚敏志君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願(第五三二号)(第五三三三号)(第五三四号)

一、消費増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願(第六〇〇号)(第六〇一號)(第六〇二號)(第六〇三號)(第六〇四號)(第六〇五號)(第六〇六號)(第六〇七號)(第六〇八號)(第六〇九號)(第六一〇號)

一、非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願(第七三二號)

第五三三三号 平成二十八年二月二十六日受理
非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願

請願者 茨城県水戸市 一般財団法人茨城県教職員互助会理事長 小野寺俊
外八千九百三十四名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五三三三号 平成二十八年二月二十六日受理
非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制

定等に関する請願

請願者 岐阜市 一般財団法人岐阜県教職員互助会理事長 河合鋭夫 外二千二百名

紹介議員 小見山幸治君
この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五三四号 平成二十八年二月二十六日受理

非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願

請願者 福岡市 一般財団法人福岡県退職教職員協合理事長 梶原正実 外三百五十九名

紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第六〇〇号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 岐阜県安八郡神戸町 木村厚子 外四千八百七十一名

紹介議員 井上 哲士君

安倍政権は、消費税率八％への増税実施後、消費税法から景気条項を削除し、二〇一七年四月からの一〇％を明記した。さらに、社会保障を大幅削減する一方で、軍備増強と大企業への大幅減税を進めようとしている。収入が減り続ける国民の暮らしをアベノミクスの円安政策による物価高と消費税増税が襲い、貧困と格差は更に広がり、日本経済は大きなダメージを受けている。憲法に基づき、税金は能力に応じて負担する応能負担の原則を貫き、消費税一〇％への増税は中止すべきである。消費税増税と大軍拡を中止し、税の集め方・使い方の抜本的見直し、暮らしの向上を求める。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、消費税増税を撤回し、一〇％への引上げを中

止すること。

二、大企業の法人税減税と中小法人への課税強化はやめ、大企業と富裕層に応分の負担を求めること。配偶者控除の縮小・廃止をやめ、年少扶養控除は直ちに復活すること。

第六〇一号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 奈良県大和郡山市 吉田美好子 外四千八百七十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇二号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 青森市 和田敏子 外四千八百七十一名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇三号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 東京都目黒区 安井暁子 外四千八百七十一名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇四号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 京都市 服部明美 外五千八百七十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇五号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 東京都武蔵村山市 山口トヨ子 外四千八百七十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇六号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 東京都中央区 大塚いく 外五千八百七十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇七号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 大阪府羽曳野市 桑鶴由美子 外四千八百七十一名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇八号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 大阪府高槻市 河村久子 外四千八百七十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇九号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 福岡市 松村美智子 外四千八百七十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一〇号 平成二十八年三月一日受理

消費税増税の中止、税の集め方の抜本的見直しに関する請願

請願者 大阪市 宇良幸子 外四千八百七十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第七三二号 平成二十八年三月三日受理

非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願

請願者 長野県茅野市 野口幸江 外二百四十二名

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第一条 東日本大震災からの復興のための施策を

実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「財政融資資金勘定」を削り、「第三条」の下に「第三条の二」を加え、「及び東京地下鉄株式会社」を「東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社」に、「第五条」を「第五条の二」に改める。

第一条中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改め、「財政融資資金勘定」を削り、「及び東京地下鉄株式会社」を「東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社」に改める。

第二条及び第二章の章名中「財政融資資金勘定」を削る。

第三条に見出しとして「財政投融資特別会計 財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ」を付する。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。

(財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ)

第三条の二 政府は、平成二十八年度から平成三十四年度までの間において、財政投融資特別会計投資勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計投資勘定の歳出とする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十七条第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

第三章の章名中「及び東京地下鉄株式会社」を「東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社」に改める。

第三章中第五条の次に次の一条を加える。

(日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所屬替)

第五条の二 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第三十六条第十一項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株

式の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所屬替をするものとする。

第六十九条第四項中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改める。

第七十二条第二項中「繰入金」の下に「及び平成二十八年度から平成三十四年度までの間における第三条の二の規定による財政投融資特別会計投資勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

四 第五条の二及び特別会計法附則第十二条の二の規定により国債整理基金特別会計に所屬替をした日本郵政株式会社の株式

第七十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 復興債に係る特別会計法第四十二条第四項の規定の適用については、同項中「一般会計」とあるのは、「東日本大震災復興特別会計」とする。

(財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正)

第二条 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年度から平成二十七年」を「平成二十八年度から平成三十二年」までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるを「経済・財政一体改革を推進しつつ、平成二十八年度から平成三十二年までの間の財政運営に必要な財源の確保を図る」に改め、

「とともに、平成二十四年度及び平成二十五年」度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行により増加する消費税の収入により償還される公債の発行に関する措置を定める」を削る。

第四条を削る。

第三条中「においては」の下に「、平成三十二年」度までの国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化に向けて経済・財政一体改革を総合的かつ計画的に推進し」を加え、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「平成二十四年度から平成二十七年」を「平成二十八年度から平成三十二年」まで「に改め、同条第一項中「及び第四条第一項の規定」を削り、「平成二十四年度から平成二十七年」を「平成二十八年度から平成三十二年」まで」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 経済・財政一体改革 我が国経済の再生及び財政の健全化が相互に密接に関連していることを踏まえ、これらのための施策を一体的に実施する取組をいう。

二 国及び地方公共団体のプライマリーバランスの黒字化 国民経済計算(統計法(平成十九年法律第五十三号)第六条第一項の規定により作成する国民経済計算をいう。)における中央政府及び地方公共団体のプライマリーバランスの合計額(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興のための施策に必要な経費及びその財源に充てられる収入その他の財政の健全性を検証するに当たり当該合計額から除くことが適当と認められる経費及び収入に係る金額を除く。)が零を上回ることをいう。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(以下この条において「旧特例公債法」という。)第二条第一項及び第二項並びに第三条の規定は、平成二十八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

2 旧特例公債法第二条第一項(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により発行した公債については、同条第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧特例公債法第四条第三項に規定する年金特例公債については、同条第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

(財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保)

第三条 政府は、復興施策(第一条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一条に規定する復興施策をいう。以下同じ。)に必要な財源の確保及び一般会計の歳出の財源の確保が相互に密接な関連を有することと鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。